

第四次高知県子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定に基づき、本県における子供の読書活動の推進に関する施策を検討するため、高知県子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、10名の委員で組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）の進行は委員長が務める。委員長が出席できないときは副委員長が代理する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。